

独立行政法人都市再生機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

特別手当については、独立行政法人都市再生機構役員給与規程第10条により、独立行政法人評価委員会が行う業務運営評価の結果を勘案の上、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増減することができることとしています。

※「{(本給+特別地域手当)+本給×25/100+(本給+特別地域手当)×20/100}×一般職給与法に定める支給割合」により算出した額の10/100の範囲内で増減可

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長
副理事長
理事長代理
理事
監事

役員給与については、平成18年度に国家公務員の給与構造改革に準じて、①本給月額を約6.7%引き下げ、②従来の特別調整手当(10%)を廃止し、特別地域手当を創設しました。また、平成23年度においては、国の改定状況を参考として、①本給月額を平均約0.5%引き下げ、②給与減額支給措置として、本給、特別地域手当及び特別手当について▲9.77%を減ずる措置を行いました(②については、適用は平24年4月から)。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長A	千円 20,644	千円 13,608	千円 5,332	千円 1,632 (特別地域手当) 72 (通勤手当)			*
副理事長A	千円 18,036	千円 11,688	千円 4,580	千円 1,402 (特別地域手当) 366 (通勤手当)			
理事長代理A	千円 17,054	千円 11,160	千円 4,373	千円 1,339 (特別地域手当) 182 (通勤手当)			※
理事長代理B	千円 17,097	千円 11,160	千円 4,373	千円 1,339 (特別地域手当) 225 (通勤手当)			*
理事A	千円 15,383	千円 10,104	千円 3,959	千円 1,212 (特別地域手当) 108 (通勤手当)			
理事B	千円 15,464	千円 10,104	千円 3,959	千円 1,212 (特別地域手当) 189 (通勤手当)			◇
理事C	千円 12,298	千円 7,386	千円 3,959	千円 886 (特別地域手当) 67 (通勤手当)		12月25日	◇
理事D	千円 3,209	千円 2,717	千円 0	千円 326 (特別地域手当) 166 (通勤手当)	12月26日		※
理事E	千円 4,708	千円 2,526	千円 1,879	千円 303 (特別地域手当) 0 (通勤手当)		6月30日	※
理事F	千円 10,424	千円 7,578	千円 1,664	千円 909 (特別地域手当) 273 (通勤手当)	7月1日		※

理事G	千円 5,235	千円 2,886	千円 1,879	千円 346 (特別地域手当) 124 (通勤手当)		7月13日	※
理事H	千円 10,357	千円 7,217	千円 2,068	千円 866 (特別地域手当) 206 (通勤手当)	7月14日		◇
理事I	千円 16,176	千円 10,104	千円 4,048	千円 1,515 (特別地域手当) 509 (通勤手当)			
監事A	千円 4,260	千円 2,286	千円 1,700	千円 274 (特別地域手当) 0 (通勤手当)		6月30日	
監事B	千円 9,459	千円 6,858	千円 1,506	千円 822 (特別地域手当) 273 (通勤手当)	7月1日		
監事C	千円 14,226	千円 9,144	千円 3,583	千円 1,097 (特別地域手当) 126 (通勤手当) 276 (単身赴任手当)			※
監事D	千円 14,015	千円 9,144	千円 3,583	千円 1,097 (特別地域手当) 191 (通勤手当)			◇

注1:「特別地域手当」とは、国における地域手当(民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に勤務する職員に支給される手当)に準じて支給されているものです。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
理事E	3,789	3	0	平成23年6月30日	1.0	「業績勘案率」については、暫定的な率(1.0)を適用しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成23年度業績評価後に決定する「業績勘案率」により確定する。	※
理事G	2,526	2	0	平成23年7月13日	1.0		※
監事A	5,715	5	0	平成23年6月30日	1.0		

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注2:平成22年度中に退職した役員に関しては、平成23年度において特段の精算は生じていません。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

独立行政法人通則法(以下「通則法」といいます。)第30条第1項の規定において、国土交通大臣が定めた平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間における中期目標に基づき、この目標を達成するための計画(以下「中期計画」といいます。)を当機構が作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないと定められています。この中期計画においては、平成18年度から5年間で人員について5%以上の削減を行うことに加え、平成20年度末の4,000人体制から中期目標期間の最終年度末(平成25年度末)までに、常勤職員数をさらに2割削減するという人員削減目標を達成することとしています。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

通則法第63条第3項に、職員の給与は、法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定められなければならないとされています。また、給与については、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう政府要請(平成23年6月3日及び同年10月28日閣議決定)を受けています。

当機構の業績評価については、平成22年度は「A」(着実な実施状況)と評価されていますが、職員給与について法人の業績による特段の加減は行っていません。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

通則法第63条第1項に、職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならないと定められており、この規定の趣旨を踏まえ、当機構においては、①人事評価において目標管理的手法を導入するとともに評価基準を見直し、②人事評価の結果を昇給及び特別手当に反映させることとしています。

なお、平成17年度から人事評価制度を本実施しているところであり、その結果を翌年度の給与に反映させています。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給	前年度の人事評価結果に基づき、昇給額を決定する。
特別手当	特別手当の支給算式を基礎的支給部分と勤務成績反映部分とに分け、直近の評価期間の人事評価結果に基づき、勤務成績反映部分の支給月数を決定する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

国が平成23年4月に実施済である中堅・若手職員に対する昇給1号回復措置を実施しなかったことに加え、国が平成21年度で終了している給与構造改革に伴う昇給の1号抑制措置を平成23年6月までの間継続しました。

(給与構造改革の実施内容(概要))

- ・本給水準を平均4.8%引き下げ、職務職責に応じた給与体系に見直した。
- ・4年間本給額の昇給を1号抑制することとした。
- ・本給水準の引下げ分を原資として、地域間調整手当を新設し、給与の地域間配分を見直した。

2 職員給与の支給状況

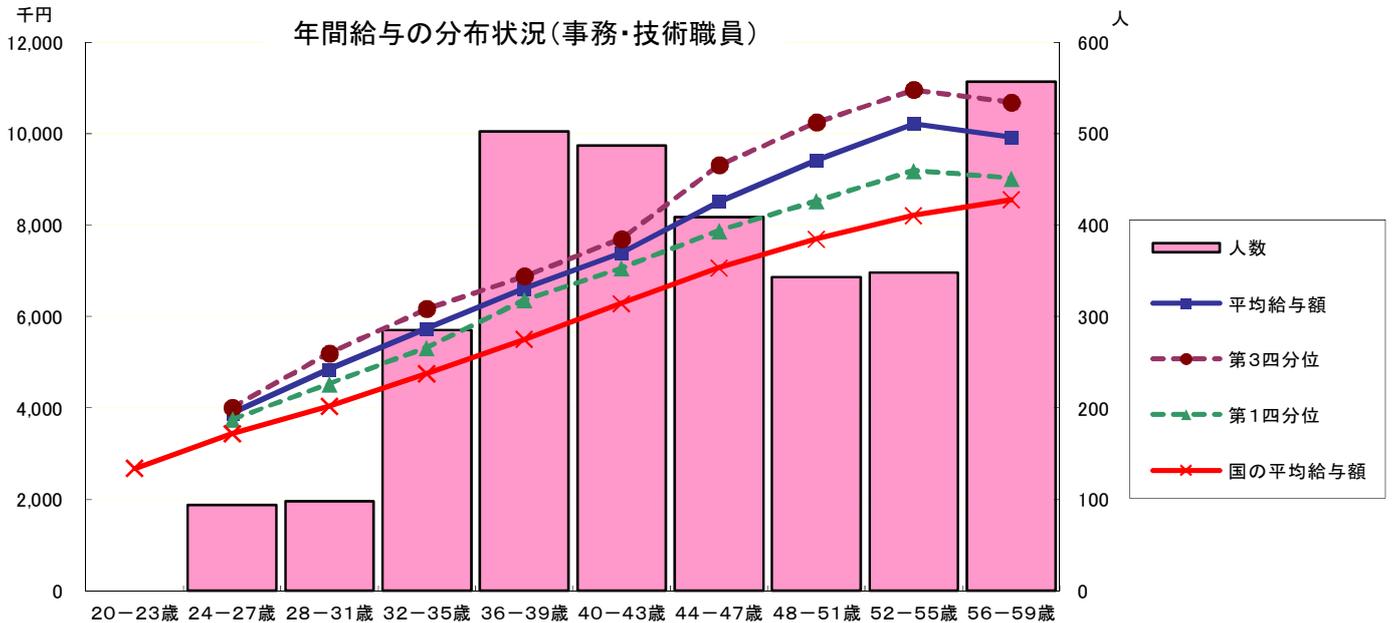
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 3,123	歳 45.5	千円 8,289	千円 6,224	千円 224	千円 2,065
事務・技術	人 3,123	歳 45.5	千円 8,289	千円 6,224	千円 224	千円 2,065
再任用職員	人 60	歳 62.5	千円 4,079	千円 3,489	千円 294	千円 590
事務・技術	人 60	歳 62.5	千円 4,079	千円 3,489	千円 294	千円 590

注1:該当者がいない区分(在外職員、任期付職員、非常勤職員)については省略しています。

注2:常勤職員及び再任用職員の区分のうち、該当者がいない区分(研究職種、医療職種、教育職種)については省略しています。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況です。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本社チームリーダー	126	53.5	9,986	10,596	11,109
本社チーム員	48	32.3	4,951	5,161	5,501

注:本法人には本部課長相当職が置かれていないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、代わりに「本社チームリーダー」を、同様に本部係員を掲げるところ、代わりに「本社チーム員」をそれぞれ代表的職位として掲げました。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職位		チーム員相当	チーム員相当	チーム員相当	チーム員相当	チーム員相当	チームリーダー相当	チームリーダー相当	部長相当
人員(割合)	3,123	0人 (0.0%)	120人 (3.8%)	228人 (7.3%)	1,134人 (36.3%)	798人 (25.6%)	553人 (17.7%)	238人 (7.6%)	52人 (1.7%)
年齢(最高～最低)			46～24歳	59～28歳	59～33歳	59～40歳	59～36歳	59～43歳	59～52歳
所定内給与年額(最高～最低)			千円 3,968～2,607	千円 6,473～2,971	千円 6,926～3,643	千円 7,749～5,049	千円 8,529～6,201	千円 9,549～6,968	千円 10,275～8,748
年間給与額(最高～最低)			千円 5,251～3,455	千円 8,581～4,229	千円 9,166～5,265	千円 10,533～7,090	千円 11,267～8,258	千円 12,339～9,341	千円 13,986～11,714

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.4	% 57.2	% 55.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.6	% 42.8	% 44.1
	最高～最低	% 49.8～34.0	% 47.3～34.0	% 48.0～38.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.4	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 38.4～30.3	% 38.4～29.1	% 37.0～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

119.7

対他法人(事務・技術職員)

113.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出しています。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 119.7						
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>115.7</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>116.2</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>113.6</td> </tr> </table>	地域勘案	115.7	学歴勘案	116.2	地域・学歴勘案
地域勘案	115.7						
学歴勘案	116.2						
地域・学歴勘案	113.6						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1 経緯 機構は、公的機関であることから国の給与水準を参考としているものの、民間の事業によく似た事業を行っていることから、公団としての設立当初、同種の事業を実施している民間の給与水準を参考に国家公務員より高めの設定がなされ、また、国家公務員とは異なり労働三権が保障された法人であることから、国から自主交渉財源が別途付与され、その範囲内で労使交渉を経て給与改定を実施してきた経緯があります。</p> <p>2 定量的な要因 国との差については、 ① 勤務地による差(国は全国広範囲に所在、機構は主に都市部に所在) [地域手当4級地以上の支給地に勤務する職員の割合: 国54%、機構88%] ② 学歴構成による差 [大卒以上の者の割合: 国53%、機構81%] (うち、大学院修了者の割合: 国5%、機構20%) →上記①、②の地域・学歴の違いを総合的に調整すると、 実質的な対国家公務員指数は113.6となります。</p> <p>また、上記要因以外にも、 ③ 扶養手当(国家公務員と比較して支給対象者の割合が高い。) [受給者割合: 国57%、機構67%] ④ 管理職に係る役職手当(中期計画に定める職員数削減のため職員の新規採用を抑制してきたこと等から、国家公務員と比較して支給割合が高くなる。) [受給者割合: 国17%、機構23%] このような手当の支給比率の違いも給与水準に一定の影響があるものと考えています。 ※注: 上記①～④の国における割合は、「平成23年国家公務員給与等実態調査」行政職(一)より算出</p>						
	<p>3 人材確保の必要性 更に、当機構は都市再生事業等及び賃貸住宅の管理・活用等の業務の実施機関であり、これらの業務を適切かつ円滑に推進するためには、市街地再開発、密集市街地整備や区画整理等の事業手法、あるいは不動産関連法令等に関する専門的な知識が求められるなど、専門性の高い優れた人材を継続的に確保し定着させていく必要があることを考慮する必要があります。</p> <p>※主な資格の取得者数(平成23年11月現在) ・技術士 約120名 ・土木施工管理技士(1級) 約260名 ・不動産鑑定士(補) 約20名 ・宅地建物取引主任者 約940名 ・1級建築士 約370名 ・再開発プランナー 約160名 ・2級建築士 約100名 ・マンション管理士 約170名 ・被災建築物応急危険度判定士 約220名 ・被災宅地危険度判定士 約420名</p>						

	<p>4 上記のように、当機構の給与水準については、過去からの経緯や、勤務地、学歴等の定量的な要因等のほか、業務を的確に実施していくために優れた人材を継続的に確保する必要があり、一定数の資格保有者が必要である、といった国との相違を踏まえると、結果として対国家公務員指数について国を上回る水準となっています。</p> <p>なお、現在、現地業務等のアウトソーシングを進めつつ常勤職員数の計画的削減に取り組んでいるところであり、その結果、企画・立案等の業務に従事する者の割合が年々高くなる傾向にあります。</p>
給与水準の適切性の検証	<p>【主務大臣の検証結果】 平成23年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるよう更なる改善に抜本的に取り組む必要がある。</p>
	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合1.6% (国からの財政支出額348億円、支出予算の総額2兆1,686億円 (平成23年度予算))</p> <p>なお、国からの財政支出の内容は、住宅政策の要請や、安全で快適な街づくりといった政策目的を達成するため、国の補助要綱に基づく「国庫補助金」として支出されるものであり、当機構の組織運営のためのものではありません。</p>
	<p>【検証結果】 下記のとおり給与水準の適正化について更なる取組み方策を講じていきます。</p> <p>【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合】 1.4% (平成23年度)</p> <p>(※「給与、報酬等支給総額:31,143百万円」/「支出予算の総額:2兆1,686億円」)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額3,050億円(平成22年度決算)</p> <p>なお、累積欠損額については、機構設立時(H16.7)は7,288億円でしたが、平成17年7月に経営改善計画を策定し、①キャッシュフローの改善、②バランスシートの改善、③組織のリストラの3つの改善策を柱としてこれを着実に実施してきたところです。</p> <p>これによって、第1期中期計画期間(H16.7～H21.3)中の1,900億円の削減目標については平成18年度末に既に達成しているところです。</p> <p>今後も、新たに策定した経営改善計画(平24.3)を着実に実施することにより、引き続き繰越欠損金の削減に努めていくこととしております。</p> <p>【検証結果】 下記のとおり給与水準の適正化について更なる取組み方策を講じていきます。</p>

<p>講ずる措置</p>	<p>1 当機構においては、国の給与構造改革に準じて平成19年度より給与構造改革を実施し、概ね5年間で本給水準を4.8%引き下げるとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①昇給額について最大約4割の縮減を実施 ②特に全職員の3/4を占める非管理職層(国に対して相対的に高い部分)について国を上回る大幅な引下げの実施 ③全職員について昇給を1号給抑制する措置を4年間にわたって実施(H19.4～H23.3) <p>などの改革を行いました。この改革を通じて、年功的な給与上昇を抑制するとともに、より職務・職責に応じた給与体系に転換しました。</p> <p>平成23年度においては、国が平成23年4月に実施済である中堅・若手職員に対する昇給の1号回復措置を実施しなかったことに加え、国が平成21年度で終了している給与構造の改革に伴う昇給の1号抑制措置を平成23年6月までの間継続しました。</p> <p>これに加え、役職員の給与の在り方について、より一層国民の理解と納得が得られるものとするべく、給与水準の適正化に向けた更なる取組み方策を講ずることとしたところです。具体的には、給与構造の改革に伴う経過措置の段階的廃止や、55歳を超える職員に対する本給等の1.5%減額措置の対象拡大など、国を上回る取組みを既に4月から実施しているところです。</p> <p>今後も年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた新たな給与体系の継続的な運用を進めるとともに、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減すること等により、給与水準の適正化を図ることとしています。</p> <p>2 当機構としては、今後とも平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、給与水準の適正化を図っていくことにより、平成30年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指してまいりたいと考えています。</p> <p>【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数 119.7を下回る程度 年齢・地域・学歴勘案 113.6を下回る程度</p> <p>※注:国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく臨時特例措置及びこれに関連して当機構が講ずる措置を考慮しない条件で比較した場合。</p>
--------------	--

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年 度)	前年度 (平成22年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成21年度)からの増△減
給与、報酬等支給 総額 (A)	千円 31,142,997	千円 31,600,691	千円 (%) △ 457,694 (△1.4)	千円 (%) △ 804,292 (△2.5)
退職手当支給額 (B)	千円 6,938,119	千円 4,708,772	千円 (%) 2,229,347 (47.3)	千円 (%) 2,563,904 (58.6)
非常勤役職員等給 与 (C)	千円 836,136	千円 914,034	千円 (%) △ 77,898 (△8.5)	千円 (%) △ 123,132 (△12.8)
福利厚生費 (D)	千円 5,496,011	千円 5,848,673	千円 (%) △ 352,662 (△6.0)	千円 (%) △ 363,839 (△6.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 44,413,263	千円 43,072,170	千円 (%) 1,341,093 (3.1)	千円 (%) 1,272,641 (2.9)

総人件費について参考となる事項

1 前年度からの増減理由

職員数の縮減等により、「給与、報酬等支給総額」では対前年度比△1.4%となっていますが、退職者数の増加に伴う退職手当支給額の増加等により、「最広義人件費」では対前年度比+3.1%となっています。

2 行革推進法、「行政改革の重要方針」(H17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

① 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、業務運営の効率化により、計画的に人員の抑制を図り、平成18年度からの5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととし、第1期中期目標期間においては、その最終年度(平成20年度)までに常勤職員を4,000人以下に削減することとされ、平成20年度末にはこれを達成したところです。

現中期目標期間においては、その最終年度末(平成25年度末)までに常勤職員をさらに2割削減することとされています。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとされています。

② 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

平成18年度から5年間で人員について5%以上の削減を行い、第1期中期目標期間においては、その最終年度(平成20年度)までに常勤職員数を4,000人とする人員削減目標を掲げ、平成20年度末にはこれを達成したところです。

現中期目標期間においては、その最終年度(平成25年度)までに常勤職員数をさらに2割削減するという人員削減目標を達成することとしています。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について、引き続き必要な見直しを進めることとしています。

③ 人員削減の場合の取組の進捗状況

人件費の削減については「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定時(平成13年度)から、職員数の大幅な削減により取り組んでいるところです。具体的には、平成14年度(当初)の旧都市基盤整備公団と旧地域振興整備公団地方都市開発整備部門を合わせた職員数約5,000人を、機構設立5年後である平成20年度末までに、約2割にあたる約1,000人の大幅減とするよう、計画的に削減することとし、第1期中期計画(平成16年7月から平成20年度末まで)においては、特殊法人最終年度(平成15年度)における旧都市公団と旧地域公団を合わせた職員数約4,700人を、平成20年度末までに4,000人以下の体制とする人員削減目標を掲げ、これを達成したところです。

以上のことから、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)等において定められた総人件費改革(平成18年度から平成22年度までの5年間で5%の人員又は人件費の削減)の取組の進捗状況については、平成22年度末で目標の5%を上回る削減率となっています。

(人員純減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
人員数 (人)	4,326	4,166	4,062	4,006	3,929	3,785	3,550
人員純減率 (%)		△3.7%	△6.1%	△7.4%	△9.2%	△12.5%	△17.9%

注) 上記人員数には、役員数を含みます。

【主務大臣の検証結果】

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

3 その他

当機構移行に当たり、その中期計画において一般管理費(退職手当を除く人件費を含む。)の削減について△15%削減する目標としていましたが、繰越欠損金を着実に減少させ、財務基盤の強化を図るため、経営改善に向けた取組みをより一層推進することとし、平成17年7月1日の第1期中期計画(16年7月～21年3月)の変更において、削減目標を△20%に引き上げ、平成20年度末にこれを達成したところです。

また、目標管理的手法を取り入れた人事評価制度や、それと連携した各種研修により職員個々の意識と能力の向上を図りつつ、業務の重点化と効率化を徹底することとしています。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講ずることとしました。

【役員】

国の指定職俸給表の適用を受ける職員を参考として、次のとおり措置。

- ・ 本給について▲0.5%の引下げ改定を行い、平成24年3月に適用。
- ・ 平成23年4月から平成24年2月までの11か月間の支給分に係る調整措置(調整率▲0.37%)を、平成24年度夏期特別手当において実施。
- ・ 本給、特別地域手当及び特別手当について、平成24年4月から2年間、▲9.77%を減ずる措置を実施。

【職員】

国の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員を参考として、平成24年7月から2年間、次のとおり措置(平成24年度給与改定については、現在労使交渉中。)

- ・ 本給について、級別に定める減額率(▲4.77%～▲9.77%)により減額。
- ・ 本給に連動する諸手当(特別手当を除く。)について、減額後の本給月額に基づき算出。
- ・ 特別手当について、一律▲9.77%を減額。